

特 定 事 業 主 行 動 計 画

久 御 山 町 長

久 御 山 町 議 会 議 長

久御山町教育委員会教育長

久御山町農業委員会会長

久 御 山 町 消 防 長

I 総論

久御山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍法」という。)第15条に基づき、久御山町長、久御山町議会議長、久御山町教育委員会教育長、久御山町農業委員会会長、久御山町消防長が策定する特定事業主行動計画である。

本町では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍法両法の特定事業主行動計画として位置づけ、本町が抱える課題の解決に向け、職場全体の働き方の見直し、男女が共に、仕事でも家庭でも活躍できる職場づくりを進めていく。

1 計画の対象

本計画は、久御山町に勤務する常勤の一般職員・再任用職員を対象とする。また、嘱託員や臨時職員についても、法令や本町の条例、規則等により定められた休暇制度等の範囲内で対象とする。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

また、本計画に記載されている項目の実施期間は平成28年度から実施し、数値目標は平成32年度の達成目標とする。

3 計画の推進体制

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、男女共同参画懇話会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- イ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

- ア 父親が子どもの出生時に3日間の特別休暇を取得できるよう努める。
- イ 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇を取得することを促進する。
- ウ 妻の出産後8週間以内の期間に父親が積極的に年次休暇を取得することを促進する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 男性の育児休業の取得促進

- ・ 男性も育児休業の制度の周知や支援等について情報提供を行い、男性の育児休業取得の促進を図る。

イ 育児休業等の周知

- ・ 育児休業、部分休業に関する資料を通知・配布し、制度の周知を図るとともに、取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ・ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

ウ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

- ・ 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該課において業務分担の見直しを行う。

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ・ 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や福利厚生の情報誌等の送付等を行う。

オ 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

- ・ 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用を行う。

カ 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

- ・ 管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修等を行うことで女性職員のキャリア形成を支援する。
- ・ 育児などの女性職員の状況に配慮した人事運用を行う。

◎以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、男性10%とする。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 一斉定時退庁日等の実施

- ・ 定時退庁日を設定し、庁内放送及び電子掲示板等による啓発を行うとともに、管理職による定時退庁の率先垂範を行う。
- ・ 管理職の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。
- ・ 定時退庁ができない職員が多い課を総務課が把握し、管理職への指導の徹底を図る。
- ・ 定時退庁日にやむを得ず時間外勤務命令する場合、1週間以内に定時退庁日の振替を行うことに努める。

イ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

- ・ 時間外勤務の上限の目安時間を年間360時間とし、時間外勤務縮減のために時間外勤務命令者の管理職に注意喚起を行う。
- ・ 課ごとの時間外勤務の状況を、総務課で把握できるようにし、時間外勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

ウ その他

- ・ 職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

◎以上のような取組を通じて、各職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間を最終目標として達成に努める。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ・ 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。
- ・ 総務課から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。
- ・ 管理職に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。
- ・ 総務課による取得状況の確認を行い、取得率が低い課の管理職からヒアリングを行った上で、取得促進を図る。
- ・ 各課において、計画的な年次休暇の取得促進を図る。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ・ 休日等と年次休暇を組み合わせた連続休暇の取得促進を図る。
- ・ 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

- ・ 子どもの看護のための特別休暇について、職員に周知し取得促進を図る。

◎以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇取得10日以上^{の達成に努める。}

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ア ハラスメント防止等に関する要綱を遵守し、服務規律の確保及び綱紀の保持の徹底を図る。
- イ 男女共同参画等の取組を通じて意識啓発を図る。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ア 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

- ・ 子どもが地域活動に参加できるよう努める。
- ・ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員等が専門分野を活かした指導教育を実施する。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・ 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

ウ 安全で安心して子どもが育てられる環境の整備

- ・ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を図る。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ・ 職員のレクリエーション活動の実施に当っては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう努める。